

1. 平成 27 年度介護報酬改定に向けて運営基準等に関する事項について議論 ～第 116 回社会保障審議会 介護給付費分科会～

11月26日に第116回社会保障審議会 介護給付費分科会が開催され、これまでの分科会での議論をふまえ、厚生労働省から「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に関する事項について」（案）が示され議論が行われた。

（当日資料）第116回 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000066152.html>

今後は、本分科会でこれまで議論された内容にもとづきパブリックコメントが実施（12月2日～31日）されるとともに、取りまとめに向けた議論が行われ、1月中下旬を目途に介護報酬改定案が提出される予定となっている。

《パブリックコメントは下記参照》

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140318&Mode=0>

厚生労働省から示された各事項の改正案（カコミ内）および委員からの主な意見は以下の通り。

1. 居宅介護支援（介護予防を含む）

- ① 居宅介護支援事業所とサービス事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとする。
- ② 今般の制度改正で介護保険法上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

個別サービス計画の提出が質の向上につながる仕組みとすべき、地域ケア会議は地域の人が参加するためプライバシーへの配慮に一層注意すべきとの意見があった。

2. 訪問系サービス

訪問介護

- ① 複数のサービス提供責任者が共同して利用者に関わる体制が構築されている場合や、利用者情報の共有などサービス提供責任者が行う業務の効率化が図られている場合には、サービス提供責任者の配置基準を「利用者50人に対して1人以上」に緩和する（介護予防も同様）。
- ② 訪問介護事業者が訪問介護及び「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」における第一号訪問事業を同一の事業所において一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、訪問介護及び介護予防訪問介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずるものとする。

③ 介護予防訪問介護が総合事業に移行する際に、必要な経過措置を設けるなど、所要の措置を講ずる。

①は条件が限定されているため賛成という意見があった一方で、サービス提供責任者の業務過多を招く恐れがあるため緩和の条件を厳しくすべき、緩和する条件の詳細を明示すべきなどの反対意見があった。

また、事業者の努力によって加算の要件を満たした場合でも、利用者の負担増や区分支給限度額を超過するために申請を見送る事業所が出ている実態があり、利用者負担のあり方や区分支給限度額の見直しも今後検討いただきたいとの意見もあった。

3. 通所系サービス

通所介護

- ① 平成28年度に地域密着型通所介護が創設されることに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置など、新たに基準を設ける。
- ② 小規模な通所介護事業所が「小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所」に移行するに当たっては、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所としての基準に関して、平成29年度末までの経過措置を設ける。
- ③ 通所介護事業者が、通所介護及び総合事業における第一号通所事業を同一の事業所において一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、通所介護及び介護予防通所介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずるものとする。
- ④ 介護予防通所介護が総合事業に移行する際に、必要な経過措置を設けるなど、所要の措置を講ずる。
- ⑤ 通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所については、利用者保護の観点から、届出制を導入し、事故報告の仕組みを設ける（介護予防も同様）。

②は経過措置期間が長く、宿泊室を設けないことが人権侵害にならないか危惧する意見があった。

4. 訪問系・通所系サービス共通

訪問・通所リハビリテーション

- ① リハビリテーションは「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものでなければならないことについて、訪問・通所リハビリテーションに関する基本方針に規定する（訪問看護、通所介護、認知症対応型通所介護も同様）。
- ② 訪問・通所リハビリテーションの両サービスを、同一事業所が提供する場合の運営の効率化を推進するために、リハビリテーション計画、リハビリテーションに関する利用者等の同意書、サービス実施状況の診療記録への記載等を効果的・効率的に実施できるよう基準を見直す。
- ③ 訪問・通所リハビリテーションを提供する事業者は、介護支援専門員や各指定居宅サービス事業所の担当者等がリハビリテーションカンファレンスの場に参画し、リハビリテーションの観点から利用者主体の日常生活に着目した支援方針や目標、計画を共有できるよう努めることとする。

5. 短期入所系サービス

短期入所生活介護（介護予防を含む）

- ① 利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合などの一定の条件下においては、専用の居室以外の静養室での受入れを可能とする。
- ② 基準該当短期入所生活介護の提供について、一定の条件下において、専用の居室以外の静養室等での実施を可能とする。また、小規模多機能型居宅介護事業所に併設して実施することを可能とする。

①は介護支援専門員が認めた場合という条件付きのため賛成という意見がある一方で、緊急やむを得ない場合の要件を明確にしなければ恒常的に利用されてしまう恐れがある、複数名での利用が行われないように受け入れ条件を明確にすべきなどの反対意見が複数の委員から出された。

また、静養室は利用者にとっても緊急用のスペースであるため、静養室の長期利用によって利用者の生活に支障が出ないようにすべきとの意見があった。

6. 特定施設入居者生活介護（介護予防、地域密着型を含む）

- ① 介護職員・看護職員の配置基準については、要支援1の基準（10：1）を参考に、要支援2の基準（3：1）を見直す。
- ② 事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ、国民健康保険団体連合会に対して入居者の同意書を提出することが義務づけられているが、老人福祉法の改正により、前払金を受領する場合は、その算定根拠を書面で明らかにすることが義務づけられていることから、この要件を撤廃する。
- ③ 養護老人ホームについて、個別に要介護者に対して委託による訪問介護等を提供する「外部サービス利用型」だけでなく、施設自体に介護職員等を配置することで多くの要介護者に対して効率的にサービスを提供することが可能な「一般型」とすることができることとする。

①のような大幅な配置基準の変更はすべきでない、③を行うことによって本来養護老人ホームを利用する人がサービスを利用できなくなることは避けるべきとの意見があった。

7. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売（介護予防を含む）

- ① 福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、現に従事している福祉用具専門相談員について、福祉用具貸与（販売）に関する必要な知識の修得及び能力の向上といった自己研鑽に常に努めることとする。

8. 地域密着型サービス

（1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち一体型事業所における訪問看護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることを可能とする。
- ② 夜間（午後6時から午前8時まで）のオペレーターとして充てることのできる施設・

事業所の範囲について、「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加する。

③ 介護・医療連携推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的であることを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する介護・医療連携推進会議に報告したうえで公表する仕組みとする。

②をオペレーターの自宅待機が可能とする仕組みとすればさらに普及する、③の第三者評価は客観性の観点から残すべきという意見があった。

（２）小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）

① 小規模多機能型居宅介護の登録定員を 29 人以下とする。あわせて、登録定員が 26 人以上 29 人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合」には、「通り定員」を 18 人以下とすることを可能とする。なお、「泊まり定員」については、利用状況等を踏まえ、現行のとおりとする。

② 運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告したうえで公表する仕組みとする。

③ 小規模多機能型居宅介護の看護職員が兼務可能な施設・事業所について、その範囲に現行の「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加える。

④ 小規模多機能型居宅介護の地域との連携を推進していくため、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合は、利用者の処遇に影響がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能とする。

⑤ 小規模多機能型居宅介護事業所がグループホームを併設している場合における夜間の職員配置について、入居者の処遇に影響がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の泊まり定員とグループホームの 1 ユニットあたりの定員の合計が 9 名以内であり、かつ、両者が同一階に隣接している場合には、夜間の職員配置について兼務を可能とする。

①の適当な広さという表現は解釈が異なるので明確な基準を定めるべきとの反対意見が複数の委員から出された。また、③の特養や老健での看護師の兼務は現実的ではなく緩和には懸念が残る。緩和するのであれば、事業所の責任者に対して労務管理の徹底を図るべきとの意見があった。

（３）複合型サービス

① サービスの普及に向けた取組の一環として、医療ニーズのある中重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるよう、「通り」、「泊まり」、「訪問看護」、「訪問介護」を組

み合わせることで、利用者や家族への支援の充実を図るというサービス内容が具体的にイメージできる名称として、「看護小規模多機能型居宅介護」に改称する。

- ② 複合型サービスの登録定員を 29 人以下とする。あわせて、登録定員が 26 人以上 29 人以下の指定複合型サービス事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合」には、「通い定員」を 18 人以下とすることを可能とする。なお、「泊まり定員」については、利用状況等を踏まえ、現行のとおりとする。
- ③ 運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告したうえで公表する仕組みとする。

（４）認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）

- ① 事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行では「1 又は 2」と規定されているユニット数の標準について、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には 3 ユニットまで差し支えないことを明確化する。

用地確保が難しい場合に 3 ユニット目を認めることは条例で定めるべきなど反対意見が複数の委員から出された。一方で、利用者の急増に対応するため今回の提案に賛成するという意見もあった。

（５）認知症対応型通所介護（介護予防を含む）

- ① 共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、「1 ユニット 3 人以下」に見直す。
- ② 地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成 28 年度から「運営推進会議」の設置を義務づける。
- ③ 認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを実施している事業所について、利用者保護の観点から、届出制を導入し、事故報告の仕組みを設ける。

（６）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ① サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、現行の「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所」に加え、「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加する。

最後に厚生労働省から、今後も継続して議論しなければならない項目もあるが、一度上記内容にてパブリックコメントを実施し、パブリックコメントの意見も踏まえて再度議論いただきたいとの説明がなされ、了解された。

次回の分科会は 12 月 19 日（金）に開催を予定している。

会員法人の皆様
本会ホームページをご活用ください！
<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

＜「経営協情報」送付先＞

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）